財産状況報告集会等の期日変更

平成２３年（フ）第３６号
福島県南相馬市原町区上町１丁目58番地
破産者　有限会社寺島兄弟タイル工業
財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月25日午後３時
平成25年１月10日　福島地方裁判所相馬支部

平成２３年（フ）第３７号
埼玉県坂戸市伊豆の山町18―４、破産手続開始決定時の住所福島県南相馬市原町区上町１丁目58番地
破産者　寺島　岩男
財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月25日午後３時
平成25年１月10日　福島地方裁判所相馬支部

破産手続廃止

平成２４年（フ）第７８号
千葉県いすみ市大原8664番地
破産者　有限会社魚勝水産
１　決定年月日　平成25年１月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２４年（フ）第７９号
千葉県いすみ市大原7806番地13
破産者　田中　勝己
１　決定年月日　平成25年１月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２４年（フ）第８０号
千葉県いすみ市大原7806番地13
破産者　田中　章美
１　決定年月日　平成25年１月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２３年（フ）第１０４４号
北九州市若松区赤島町25番13号
破産者　有限会社誠和住建
１　決定年月日　平成25年１月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第４０号
岩手県奥州市水沢区字吉小路26番地
破産者　日本コミューター交通株式会社
１　決定年月日　平成25年１月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２４年（フ）第１６２１号
名古屋市千種区今池南29番16号
破産者　株式会社Ａクローバー
１　決定年月日　平成25年１月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１８８４号
名古屋市千種区今池３丁目12番13号
破産者　株式会社アリュール
１　決定年月日　平成25年１月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２１１２号
神戸市灘区徳井町３丁目１番５号　フェリス六甲Ｉ403号、開始決定時の住所大阪府吹田市千里山西３丁目47番10号
破産者　西井　大藏
１　決定年月日　平成25年１月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１００号
福岡県行橋市大字金屋719番地の４
破産者　有限会社堀本産業運輸
１　決定年月日　平成25年１月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２４年（フ）第６４０号
千葉県鎌ケ谷市道野辺中央５丁目２番４号
破産者　有限会社マイエンジニアリング
１　決定年月日　平成25年１月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第１００３号
横浜市中区野毛町２丁目90番地　802号室
破産者　牧田圭一郎
１　決定年月日　平成25年１月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５６号
三重県鈴鹿市矢橋２丁目20番16号　シティハイツ矢橋Ｃ棟１Ｂ号室、破産手続開始決定時の住所三重県鈴鹿市中箕田１丁目22番８号
破産者　今井　信喜
１　決定年月日　平成25年１月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第５７号
三重県鈴鹿市矢橋２丁目20番16号　シティハイツ矢橋Ｃ棟１Ｂ号室、破産手続開始決定時の住所三重県鈴鹿市中箕田１丁目22番８号
破産者　鈴鹿加工こと　今井サト子
１　決定年月日　平成25年１月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第５８号
三重県鈴鹿市矢橋２丁目20番16号　シティハイツ矢橋Ｃ棟１Ｂ号室、破産手続開始決定時の住所三重県鈴鹿市中箕田１丁目22番８号
破産者　今井　朝子
１　決定年月日　平成25年１月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第６９号
三重県津市高茶屋小森町2216番地２　サニーコート１Ａ、破産手続開始決定時の住所三重県津市高茶屋小森町1662番地６
破産者　松本　　茂
１　決定年月日　平成25年１月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１７７号
三重県津市一志町高野398番地６
破産者　永田　　勇
１　決定年月日　平成25年１月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１６号
兵庫県宍粟市千種町黒土89番地
破産者　ロッポウユニオン株式会社
１　決定年月日　平成25年１月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所龍野支部

平成２４年（フ）第７６号
広島県三原市皆実１丁目22番１号
破産者　有限会社肉のみぞぐち
１　決定年月日　平成25年１月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２４年（フ）第１号
山口市平井1418番地３
破産者　有限会社フロム山口
１　決定年月日　平成25年１月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第５３０号
長崎県長崎市白鳥町６番51号
破産者　有限会社フリー
１　決定年月日　平成25年１月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所民事部破産係